

平成23年度第2回天理市地域公共交通活性化協議会議事録

平成23年9月27日（火）

午後2時～午後3時45分

天理市庁舎5階 533A会議室

【開会】午後2時	
司会（部長）	<p>平成23年度第2回天理市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日進行を務めさせていただきます、事務局の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、当協議会会長でございます南天理市長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長（市長）	<p>こんにちは。ご多用の中ご参集いただきありがとうございます。今日は本年度第2回の天理市地域公共交通活性化協議会でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>おかげさまで、一昨年1月からスタートいたしましたコミュニティバスはその後、いろいろお知恵を拝借しながら、まずは順調な歩みを続けています。</p> <p>前回の会議でも私が申し上げたと思いますが、コミュニティバスは交通弱者あるいは高齢者の方々の足の確保という意味の大きな目標を持っていますが、天理市内の交通の空白地帯をなくそうというには、まだまだ距離があると私も正直、考えております。ということから前回会議で私の思いを皆様に聴いていただいておりますが、デマンドタクシー（予約制乗合タクシー）を軌道に乗せたいと考え、お集まりいただいております。</p> <p>このことにつきましては、コミュニティバス以上にいろいろと難しい課題も出てこようかと思っておりますけれども、そのあたり知恵をいただきまして、この天理の町がコミュニティバスと併せて、デマンドタクシーで活性化してくれれば、と考えております。よろしくお願いいたします。</p>
司会（部長）	<p>ありがとうございました。それでは配付資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>次第 資料1・2 天理市デマンド型乗合タクシー実証運行計画（案）について 資料3・4 天理市デマンド型乗合タクシー実証運行事業選定（案）について</p> <p>それでは、これより議事に移らせていただきます。協議会規約第9条第1項の規定によりまして、会長が議長の任にあたることになっております。それでは会長、議事進行のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長（市長）	<p>それでは只今から、会議を始めたいと思います。議題（1）天理市デマンド型乗合タクシー実証運行計画（案）について、事務局より説明して下さい。</p>
事務局（次長）	<p>議題（1）天理市デマンド型乗合タクシー実証運行計画について 説明</p>

議長（市長）	事務局から、議題（１）についての説明がございました。 資料の１及び２について何か意見等、ございましたらよろしく申し上げます。
寺井委員	大変わかりやすく説明いただきましたけども、一般のタクシーとは違うのでドア・ツー・ドアにはならないという説明がありましたけれど、地域の公民館等に停留所を決めて送迎されるということですけども、利用が見込まれるのは高齢者とか障害者が見込まれると思います。各自治会において、なるべく事業者と利用者の距離が遠くならないようなことを検討していただいて停留所の設定をお願いしたいと思います。
事務局（次長）	当初は、町で１箇所を考えていたのですが、同じ町内で集落というかたまりもありますので、なかなか難しい問題がありますけども、地元の方と話し合いながら折り合えるところを探っていくて検討していきたいと考えております。
議長（市長）	その他、いかがでしょうか。
岩橋委員	乗降のことですが、各エリアの方は図に表示されてそこから乗車する。中心部の目的地のほうがですね、各コミュニティー施設を割り当てておられますが、運行方法の⑩には運行エリアで降車と書いておりますので、そのあたりはどうかされるのですか。
事務局（次長）	記載の目的地という書き方が誤解を招いていると思うのですが、どちらも目的地になると考えていただければいいと思います。例えば、北エリアであれば中心部からすれば目的地でありますし、甲地区から中心部に向かう場合は中心部が目的地になります。目的地が全て停留所と考えておりますので、路面シートで、中心部も北エリアと同じような表示で対応したいと考えております。施設は記載していますように、６施設に限定しようと考えております。
議長（市長）	その他、いかがでございますか。 私から質問してもよろしいでしょうか。県内で、もしくは他でこのようなことをやっておられてヒントになるようなことはなにかありますか。
事務局（次長）	県内では五條市、桜井市、田原本町、宇陀市などが同じような形でやっていると聞いております。五條市と桜井市は、ある地区から場所を限定したようなデマンドということで、天理市のようにエリアというくくり方はしていません。田原本町は町内全てをデマンドという形で運行しております。既存の交通に違いがありますので、田原本のように、本市で全域をかぶせるということになると、若干問題があるということで、県内でやっている他市とは若干違った形で、天理市は中心部と東西南北の４方向にしようとする考えでございます。
議長（市長）	事務局の方から説明ございました。その他、いかがでございますか。
安居委員	２点聞きたいのですが、まず料金は３００円となっていますけど、往復は６００円ですか。
事務局（次長）	そのとおりです。
安居委員	それと⑩の委託料のところ、運行経費から収入を差し引いた差額となっていますが、その運行経費はだれがどのようにして出すのですか。

事務局（次長）	1 運行あたりの実車運行費用×実車台数ということを考えております。例えば1 運行で3 5 0 0 円という数字が出てきたとすると、それが運行経費と考えています。そこから収入分を差し引いた額が委託料ということで考えます。1 運行あたりの金額につきましては、例えば今考えているのは事務所費。これは予約の受付や運行計画を作ってもらうとか書類を作成していただくこと、それと通信費等。これらを含めて1 運行あたりの金額を出してもらおうかと思っております。
安居委員	タクシー会社が経費を計算して出されるのか、市が何か参考にして独自にだされるのか。
事務局（次長）	タクシー会社から、プロポーザルの際に、金額を提示してもらいます。
議長（市長）	他にご質問があればお願いします。
東委員 （代理）	実車費用の計算ですが、実際に予約が入っていなければ、入れないということですか。
事務局（次長）	例えば1 日5 便であっても、2 便と3 便だけ予約が入って運行したとしますと、2 便と3 便だけの経費となります。
玉置委員 （代理）	各エリアの停留所ですが、集会所以外の道路とかでは、しないということですか。
事務局（次長）	基本的には、集会所とか公民館の中の駐車場とかを使用させていただきたいというのが一番いいのかなと思っております。ただ、全ての箇所にそういう場所があるかどうかという問題もありまして、それが無い場合には、例えば市道とか県道ということになる可能性もございます。そうになりました時には、道路占用とかの問題もありますので、関係機関と協議しながら進めていきたいと思っております。
橋本委員 （代理）	2 点お伺いしたい。 今回3 0 0 円の地区と5 0 0 円の地区を設定されており、タクシー業者さんの方に差額をお支払いになると思うのですが、協議会の方で補助額の上限は決められるのでしょうか。 1 年間を通じて赤字が膨らむと思うのですが、それを関係なしに赤字分を補填されるのでしょうか。
事務局（次長）	実証運行期間に、どのような利用があるのか判らない部分もありますが、1 日は最大5 便となっておりますので、おのずと上限というものはでてくると考えております。
橋本委員 （代理）	もう1 点。事前に利用者の登録をされるということですが、登録をする際には、登録する費用は発生するのでしょうか。
事務局（次長）	登録に費用が発生することは予定しておりません。
橋本委員 （代理）	といいますのは、良い話だということで、仮に9 0 %の方が登録されたとしても、実際に使われるかどうかは判らないと思うのです。登録の際に仮に3 0 0 円か5 0 0 円支払ったとして、その分を利用券というかたちでバックする。そしたら皆さん使ってくれると思うのですけど。

事務局（次長）	登録料を取るの初めて聞いた次第でございます。今おっしゃっていただいたことをお聞きすれば、メリットもあるのかなというところもございますので、他市がどのようにやっているのか。どういう問題があるのか、というところを検討致しまして決定したいと思います。
議長（市長）	他にいかがでございましょうか。
安井委員	総合的な金額は年間どれくらいになりますか。
事務局（次長）	1運行あたりの金額がどれくらいになるかで変わってくるのですが、経費ということでは約2000万円程度でおさまると考えています。 コミバスを広げたらどうなるか等も検討しましたが、そうなると同じようなルートを他に2カ所くらいは作らないといけない。今1500万～1600万の中で動いておりますので、3000万を超えるなかで、デマンドのほうがより安くつくのではないかと、というようなことも踏まえて、タクシーを導入しようと思いました。
岩橋委員	運行計画で事業者の方で精算させるという話でしたが、行政のほうで、予定価格を持たれるという考えはありませんか。
事務局（次長）	プロポーザルの中に運行経費がどれくらいなのか、評価の一つとして入れようと考えています。料金だけではない部分として、あと安定性、サービスを含めて運行計画というものをみていきたいと考えています。市の方からいくらか示す予定はございません。
岩橋委員	示す必要はないですけど、もっておられる必要はないでしょうか。
事務局（次長）	他の市町村が1時間あたりどれくらいなのか承知しておりますので、内部的にはどれくらいになるのか考えております。
岩橋委員	タクシーの場合は民間運賃がありまして、距離制運賃と時間制運賃がございますので、事業主体でやりますとそれがベースになっていく可能性がありますね。 ただ、乗合タクシーの場合は協議会で協議されて妥当という金額が認められる制度。これを離れますとタクシーの場合は資料にもございますけども、厳格にメーター運賃あるいは時間制運賃以外に絶対的に法的にできないという制度になっています。事業者から致しますとそれをベースに出すということになるかと思えます。
事務局（次長）	プロポーザルでその中身を見て、この業者が1番と良いうところと契約となっていくわけですが、契約の段階で単価、時間あたりというのを白紙の状態から決めたいと考えているのですが、おそらく他市も同じような形でやっていると思うのですが。
岩橋委員	今のところ、基本的には民間運賃ベースでやっていますので、それは県の方もご存じかと思えますけれども、地域協議会の特例の制度で運賃は決めることができるものでありますので、適正価格ですね、天理市さんの場合、ものさしを作っておられないとプロポーザルで価格をやりますと相当差が大きく出ると思えます。どこが妥当かといいますと、なかなか難しい。価格だけでいきますと、低い方が点数は高いはずで、安い程いいという。プロポーザルの場合は会社の規模だとか概要だとか事業の実績だとか、運行管理、整備管理の体制などの金額に換

	算できない部分で決まりますが、市として標準的な基準、ものさしは作っておく必要があるのではないか。他市の状況とおっしゃったけれども、他市とは地理的な条件も違いますので。
事務局（次長）	他市さんの1時間あたりの料金を聞いて行く中で、やろうとしているエリアが1時間で1運行が可能なのかどうか、それ以上かかるのかどうか、例えば、東エリアで1時間以上はかかるであろう。そのへんは西エリアと東エリアを同じようにするというようなことは考えていませんで、地理的なものも踏まえて額というのは事務局ではいくらかはある程度もっています。
岩橋委員	私が聞きたいのは持っているかではなく、まったく事業者の試算任せというのか、市として予定価格を持っておられるのかを聞きたい。
議長（市長）	今の意見も踏まえながら、適正なものさしを持っていきたいと考えます。それでよろしいでしょうか。
岩橋委員	そうですね。
議長（市長）	他にはありませんか。なにぶん手探りで入っていこうとしていますので、いろいろと教えていただけたらと思います。
中畑委員	プロポーザルという形でされるのですが、エリアが市内のタクシー業界という形でされるのですよね。
事務局（次長）	県内に募集をかけようと考えています。
中畑委員	単純な思いですけど、市外のタクシー業者が参入されて1運行されるより、市内のタクシー業者さんにエリア別で2社とか入れれば運行時間帯にロスがなくなるのでは、そのへんはどうですか。 停留所間は西エリアも南エリアもまわって目的地までいかれたりするのですよね。
事務局（次長）	西エリアを回って南エリアに行って中心部に戻ることは想定していません。西エリアから中心部、中心部から東エリアというような形で、中心部以外の東西南北を一台で動かすことは考えておりません。
中畑委員	県内業者であれば、その支店や営業所が遠くにあり、遠くから来られる時どうするのですか。
事務局（次長）	運行するには基準がありまして、エリア内で運行しようとなりますと、営業所を置くという要件がございます。その条件を取得していないといけないハードルが市内に事業所をもっておられない方に対してあるということです。 基準に当てはまるような、事業所、営業所をもっておられる必要がありますので、よそから車を運んでくる形はなくなると考えています。
中畑委員	エリア単位で東とか西とかに分けるのではなく、1社でという考え方をしておられるのですよね。
事務局（次長）	各エリアを1社が運行する場合がありますし、エリアごとに4業者がそれぞれ事業されるということも想定されます。また、北と西が同じ業者になることも想定されます。
〇〇委員	料金300円ですが、実際にタクシー利用したら、どれくらいになりますか。この3つのエリアは同じ値段ですか。

事務局（次長）	北エリアと中心部は1000円あまりくらい。西と南については場所にもよりますが、もう少しかかる。東エリアについては相当の金額になる。ということで3つのエリアについては300円にしたということです。
議長（市長）	資料1・2について、まだありましたら後程、挙手を願うとして、次の資料3・4に進みましょうか。
事務局（補佐）	議題（2）天理市デマンド型乗合タクシー実証運行事業選定（案）について説明
議長（市長）	ただいま事務局から説明がありました。この件について、いかがでしょうか。
岩橋委員	参加資格のところで、道路運送法第4条の許可が必要であることを入れておくべきでは。
事務局（次長）	道路運送法第4条の許可は必要だと認識しています。企画提案書12ページの事業申請について、事業許可取得見込みの記載をさせるようにし、来年4月までに取得していただくことは考えています。
岩橋委員	入れておいたほうがよいのは。
事務局（次長）	入れておいた方がよいということですね。
事務局（補佐）	今の時点では、この区域の運行許可は取れないので、参加資格には入れることはできないと思いましたが。
事務局（次長）	4月に取得できることを条件として入れおくということですね。
岩橋委員	八百屋さんとか全く違う分野からでも、これだったら参加しようかと誤解すると思いますね。プロポーザルで落ちるかもしれないけど、資格のところで一応触れておいたほうがよいと思ひまして。
議長（市長）	事務局の考えはどうですか。
事務局（次長）	入れておきます。
議長（市長）	それでは、この部分については入れるということによろしいですか。他にいかがですか。
安居委員	資料4の委員さんですけど、資料3で出てきたものを委員で判断するのか、資料3で出てきたものを、ある一定の基準を基に点数処理とか、いろいろな基準を作って処理したものを委員に判定してもらうのか。どうなのですか。
事務局（次長）	判定の基準は事務局である程度、これでしたらAランクであるとか、Bランクであるとか、示さして頂きますが、最終的にプロポーザルで来た業者に対して面接等を行い委員が選定していくというものです。
安居委員	委員さんは一定の知識をもち、資料3に対して一定の判断ができる方がされているのかと思ったのです。だから、事務局が点数つけられたら、委員の方もその通りつけられるのではないかと思うのですが、そういうことはないですか。
事務局（次長）	運行主体の安全・安心なサービスを提供するという項目があるのですが、そういうところであれば、運行管理とか社員教育、事故処理や危機管理能力などを見

	ていただく。そして1項目何点くらいをつけていただきたいという基準を示します。その基準を各項目にランクをつけていていただきたいと考えています。
安居委員	委員は判断できる方と理解していいのですかね。事務局が判断するという事ではないのですか。
事務局（次長）	事務局で点数をつけることはないです。全体としての基準を定めるだけです。
安居委員	私が言いたいのは判断できるのかということです。
玉置委員 （代理）	判断するのは基準に乗っ取った形での判断しかできないと思うのですが、その基準がそれでいいのかわかるのは事務局の判断だと思うのですが、それはいいのですか。基準は事務局で決まりますね。それに乗っ取って委員の方が基準を基に判断されるということですね。基準を作るのは事務局と言われるが、適切な基準が業者にあるかを事務局で判断する必要があると思うのですが。
安居委員	プロポーザルで5名の方が、例えば「安全管理について」の提案がプラスなのかマイナスになるのか、この業者が優位なのかを判断できるのかを聞きたいです。
事務局（次長）	委員がデマンドについての知識を有しているかどうかということですか。
安居委員	資料3の様式に対して、事務局が判断されたことに対して、良いか悪いかを委員さんが判断できるかをお聞きしたいです。私はタクシーの安全管理と言われてもまったくの素人ですので出されたことに対して判断できません。
事務局（補佐）	点数をつける時の判断基準を市の方で作るのですが、それについては専門家の方の意見を聞きながら、させていただく。採点のマニュアルも作成しまして、このようなことが記入されておれば点数が高いとか、点数の付け方は専門家の意見を聞きながら、委員の方にはこのような形でつけてくださいと示します。
安居委員	そうすると、事務局案がそのまま通るような気がするんですけど。
福井委員	決める時には補佐が言うように配点を決めてもらった方がいいと思うのです。ところが、審査する時に、もっと運輸関係の専門の人が入ってしてもらえるのか。この5人の人では不十分ではないか。採点できる能力があるのかどうかを言っていると思うのです。専門家は限られてくるし、業者との兼ね合いもあり難しいので、大学の先生とか、交通の専門家にきてもらったらと言っておられると思うのです。
安居委員	われわれは仕事上、公平というのを言われるのです。だから判断する時には一定の識者に対して判断してもらおうのですよ。資料に対してしっかりと判断できるのかを聞いたかっただけで、判断する委員に対して意見があるわけではないです。
福井委員	判断の点数をつける時も専門家がきて、その専門家が委員をされてもいいのでは。
事務局（次長）	市が考えていたのは、7ページに記載しているような運行管理体制とか、社員教育に記入されていることを見ていけば、ある程度の取組姿勢がわかると考えています。当然、当初から業界の方ということも念頭には置いていたのですが、それをお願いすると問題がでてくる場所もあるのではないかとこのところですね、各項目を追っていけば（業者の）中身がおのずと解ってくるという思いでこのような形を取らせていただいたということです。

	今、このようなご意見いただきましたので、この辺りですね、項目もこれで良いのかと言われると、そのとおりで、我々が判断するにあたって、自分たちで勉強はしたのですが、専門的にどうかと言われると、充分でない部分もあるかわかりませんので、項目が正しいのか検討させていただいて、なにぶん時間がございませんので、早急に同じような場を開く場はないと思うので、書面という形になるかもわかりませんが、そのような形で検討させていただきたいと思います。
議長（市長）	よろしいでしょうか。せっかくですので。 では続いてよろしくをお願いします。
岩橋委員	ご検討いただきたいのですが、参加資格のところ、奈良県タクシー協会の会員による等の項目はないですか。
事務局（次長）	その会員になっていることを条件にする理由は为什么呢。
岩橋委員	実はこの法定協議会に、タクシー協会として参加していますし、事業者代表も会員の中から参加させていただいていますが、実は、非会員の方もいますので、エリアによって会員と非会員がいるとなかなか連携が難しい。支障があると思うのですが、そのへん記載していただけるかどうか。
議長（市長）	会員であること、非会員であることの、どちらかということですね。
岩橋委員	そうですね。絞ってしまうと先ほど例に挙げました、八百屋さんとか、トラック事業者さんとか、違う分野の方は入ってきません。
事務局（次長）	意向というのはよくわかりますが、例えば、縛りをかけると漏れる業者もでてきます。それを理由に申請を受け入れないというところでもっていけるかなと。例えば申請を受けてプロポーザルの過程の中で、協会に属されて運行をきちんとしていただいているというのは、おのずと評価にでてくるかと思うのですが、資格のところとなると、反対からみた場合を考えますと、難しいところもあると思うのが今の事務局の思いですけども。
岩橋委員	行政の天理市さんの姿勢だけの部分なので、作りかえられたらそれでよろしいし、無理なら仕方ないです。私の希望として皆さんの意見を聞きたい。
議長（市長）	協会員であること、無いこと。どうですかね。 ・・・しばらく沈黙・・・
玉置委員（代理）	審査基準の（３）運行経費に関する評価はプロポーザルの経費の話ですか。
事務局（補佐）	1運行当たりの単価となります。
玉置委員（代理）	例えば、これをすると年間1億円ということはないですか。
事務局（補佐）	それはないです。
玉置委員（代理）	例えば1運行1万円と、千円とすると、千円を選びますよね。しかし、やっている内容は千円の方はどうかと・・・。逆転もあるわけですね。

事務局（次長）	千円でできるのかというところ。どんなことをやっていただけるか、やっていただける中身でない料金であれば、当然80点のところでは評価はできなくなると思います。価格だけでもないですし、価格が全く含まれないということもないということです。千円でできるのかという問題は実際にあると思います。ある程度の価格は必要だと思しますので、それをかなり下回っているようであれば、どこでその経費がでてくるのかというところも、面接の中で聞いていただいて、しっかりできないと判断されると、当然評価は低くなると考えられます。
議長（市長）	さきほどの協会のことについては、どう考えれば良いのですか。
寺井委員	選定方法はプロポーザルという総合評価方式ですね。例えば、協会に属されている方限定となりますと、協会に属さなくても営業されている方もあるわけで、平等に応募する権利は与えられるべきものであると思うのです。その中でプロポーザルでしたら、当然、協会に所属されている、されていないという内容についても評価の対象になるから、私は現状で良いのではないかと思います。
事務局（次長）	提案ですけど、先ほども項目については専門家の意見を聞いて修正になろうかと思えますけども、その中で協会に加盟しているという項目を入れるべきかどうかなどの意見をお聞きしたうえで、検討していくのはどうでしょうか。という提案ですけど。
議長（市長）	今の意見についてどうでしょうか。
岩橋委員	決して、入れてほしいという前提ではございませんので。そのへんはよろしくお願いします。
議長（市長）	次長からのプロポーザルの長所を生かすということで、この要項等をご了解いただけないでしょうか。曖昧な私の意見かもわかりませんが、良い業者を選定していただきたいという思いでございます。 ほか、どうでしょうか。
安居委員	いろいろ質問させていただいたのですが、選定委員会設置要綱第9条のところ、委員会の庶務は、協議会事務局において処理するとなっておりますので、事務局で基準を決めて、最終的に委員の方に判断してもらうのは、これはこれで良いのかと思います。ただ、事務局の判断の基準だけは、しっかりしていただけたらいいと思います。
事務局（次長）	確認なのですが、プロポーザルの中身というのが1番から12ページの中にありますけども、その中身が適正かどうかというようなところを、専門家の意見をお聞きしたうえで、あるいは、そのままでもいいという意見になるかもわかりませんし、こういうのを追加した方がいいよとかいう意見を頂けるかもわかりません。 そういう結果を踏まえて、これに基づいて配点をしていただくということであれば、この協議会の委員さんの判断で進めさせていただいていいということでしょうか。
安居委員	全てを判断するのではなくて、自分のこれだと思えるところで判断する。このような委員会というのは全て同じ考えをする人がいるといかんで、いろんな多岐に渡って考える方がおられましたら結構です。事務局でしっかりしてもらったら、

	それで良いと思うのです。
議長（市長）	今の意見、質問に関連して、ございましたら。よろしいでしょうか。
事務局（次長）	審査の基準について、もう1度ですね、基準についての専門の方に確認をしたうえで、その結果をお伝えして了解していただけるようであれば、この形で進めさせていいということで理解させていただいてよいでしょうか。
議長（市長）	先に説明がありました、議案（1）と今回の議案とで、意見よろしいでしょうか。
寺井委員	私は市議会の代表で来させていただいているのですが、各鉄道も含めて、各公共交通機関の代表の方がお集まりでありますので、これは一方的な要望になるかわかりませんが、ご了解いただけたらと思います。コミュニティバスの運行、デマンドタクシーの運行につきましても、今ますます進んでいる高齢化社会、高齢者等の足の確保のための手立てとして検討しております。鉄道駅舎等のバリアフリーについても国の方ではバリアフリー法を制定されて、一時期に、ある一定の利用客の見込まれる駅については国の補助もつくわけでございますけれども、天理市内におきましては、なかなか1日の利用者の人数に満たない駅舎も多くございまして、そんな中で高齢者が増える。歩行も乳母車を押しながらですね、そういう大変な高齢者も今後、ますます増加の一途をたどっています。市内におきましても歩道橋が設置されている駅とか一方にしか出入口がない駅とかございまして、高齢者は大変不便をされているということを知っております。大変予算もかかることでございますので、難しい話かと思っておりますけれども、駅舎の高齢者・障害者の移動に配慮したバリアフリーという点で、是非とも検討していただきたいというところで申し上げたいと思います。
小島委員（代理）	J R西日本です。今、お話しがありましたけど、バリアフリー法では1日の乗降というのは3000人以上を対象として、昨年度は5000人以上でしたが、今年度は見直しということで3000人以上もあわせて計画することとなっております。随時計画を立てていっている状況となっておりますが、まだ5000人以上の駅に対してもバリアフリー化ができていない。奈良県の中でもバリアフリー化ができていない。ということになっています。いろいろ自治体さんと協力しながら進めておりますが、今5000人の駅でもできていない状況ですので、まずは5000人以上の駅から順次進めて行くということでご理解願いたいと思います。
寺井委員	国の制度として、そのようになってございますが、会長が市長になっておられますので天理市として対応できる場所も検討していただけたら、協議会の中でも前向いて進むこともあるのではないかと思います。一方的な要望ですが、要望としてご理解いただけたらと思います。
議長（市長）	要望として聞いておきますが、また折りをみて協議をすることもあろうかと思っております。その他、いかがですか。
事務局（補佐）	先程の審査基準のところですが、実は審査基準の大まかな決定については、事業者においては道路運送法第4条の許可を取っていただく訳なのですが、その一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準が国のほうで示され

	<p>ている訳なんです、その基準に基づいて作成しておりますことだけは申し上げておきたいと思ひます。</p>
議長（市長）	<p>その他特にご意見ございませんか。最初の何点かは、またご連絡するということで。それ以外に特にごいませんでしょうか。では、本日の会議、長時間ご審議ありがとうございました。</p>
司会（部長）	<p>ありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成23年度第2回天理市地域公共交通活性化協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>